

新旧对照表

現 行

(許可申請書に添付する図書)

第12条 省令第10条の4第1項の規定により知事が規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。

(1) 申請の理由書

(2) 省令第1条の3に規定する図書

(3) 法第43条第2項第2号の規定による許可の申請をする場合にあっては、敷地の周辺の道路その他の空地の状況を示した図面

(4) 法第44条第1項第4号の規定による許可の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書

ア 防火地域図

イ 両側の建築物構造種別図

(5) 法第47条ただし書及び第68条第2項第2号の規定による許可の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書

ア 同一壁面線上の建築物の配置図

イ 同一壁面線上の建築物の用途別現況図

(6) 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の規定による許可の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書

ア 第2条第1項第1号の規定に該当する建築物にあっては、同号に掲げる調書

イ 工場の用途に供する建築物にあっては、機械配置図及び作業工程を明示する図書

ウ 用途地域図（敷地の外周から1キロメートル以上の範囲を示すものをいう。以下同じ。）

エ 周辺（敷地の外周から約300メートルの範囲をいう。以下同じ。）の建築物の用途別現況図

オ 地区計画の区域のうち再開発等促進区若しくは開発整備促進区、歴史的風致維持向上地区計画の区域又は沿道地区計画の区域のうち沿道再開発等促進区内の建築物にあっては、地区計画、歴史的風致維持向上地区計画又は沿道地区計画の内容を示す図書

(7) 法第51条ただし書（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の規定による許可の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書

ア 処理能力その他建築物の計画内容説明書

イ 用途地域図

ウ 周辺の建築物の用途別現況図

改 正 案

(許可申請書に添付する図書)

第12条 省令第10条の4第1項の規定により知事が規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。

- (1) 申請の理由書
- (2) 省令第1条の3に規定する図書
- (3) 法第43条第2項第2号の規定による許可の申請をする場合にあっては、敷地の周辺の道路その他の空地の状況を示した図面
- (4) 法第44条第1項第4号の規定による許可の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書
 - ア 防火地域図
 - イ 両側の建築物構造種別図
- (5) 法第47条ただし書及び第68条第2項第2号の規定による許可の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書
 - ア 同一壁面線上の建築物の配置図
 - イ 同一壁面線上の建築物の用途別現況図
- (6) 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の規定による許可の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書
 - ア 第2条第1項第1号の規定に該当する建築物にあっては、同号に掲げる調書
 - イ 工場の用途に供する建築物にあっては、機械配置図及び作業工程を明示する図書
 - ウ 用途地域図（敷地の外周から1キロメートル以上の範囲を示すものをいう。以下同じ。）
 - エ 周辺（敷地の外周から約300メートルの範囲をいう。以下同じ。）の建築物の用途別現況図
 - オ 地区計画の区域のうち再開発等促進区若しくは開発整備促進区、歴史的風致維持向上地区計画の区域又は沿道地区計画の区域のうち沿道再開発等促進区内の建築物にあっては、地区計画、歴史的風致維持向上地区計画又は沿道地区計画の内容を示す図書
- (7) 法第51条ただし書（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の規定による許可の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書
 - ア 処理能力その他建築物の計画内容説明書
 - イ 用途地域図
 - ウ 周辺の建築物の用途別現況図

現 行

(8) 法第44条第1項第2号、第52条第10項、第11項若しくは第14項、第53条第4項、第5項若しくは第6項第3号、第53条の2第1項第3号若しくは第4号（法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）、第55条第3項第1号若しくは第2号、第56条の2第1項ただし書、第57条の4第1項ただし書、第59条第1項第3号若しくは第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第60条の3第1項第3号若しくは第2項ただし書又は第68条第1項第2号若しくは第3項第2号の規定による許可の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書

ア 用途地域図

イ 周辺の道路配置状況図

ウ 道路並びに敷地及び周辺の土地と建築物の高さとの関係を示した図面

エ 周辺の建築物の用途別現況図

(9) 法第68条の3第4項、第68条の5の3第2項又は第68条の7第5項の規定による許可の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書

ア 用途地域図

イ 地区計画、防災街区整備地区計画、歴史的風致維持向上地区計画、沿道地区計画又は集落地区計画の内容を示す図書

ウ 周辺の道路配置状況図

エ 周辺の建築物の用途別現況図

2 省令第10条の4第4項の規定により知事が規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。

(1) 申請の理由書

(2) 省令第3条に規定する図書

(3) 法第88条第2項において準用する法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書若しくは第14項ただし書又は第87条第2項若しくは第3項中法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書若しくは第14項ただし書に関する部分の規定による許可の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書

ア 用途地域図

イ 周辺の建築物の用途別現況図

(4) 法第88条第2項において準用する法第51条ただし書又は第87条第2項若しくは第3項中法第51条ただし書に関する部分の規定による許可の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書

ア 処理能力その他工作物の計画内容説明書

イ 用途地域図

ウ 周辺の建築物の用途別現況図

3 知事は、第1項又は前項の場合において、それぞれ第1項各号又は前項各号に掲げる図書のほか、必要と認める図書の提出を求めることがある。

改 正 案

(8) 法第44条第1項第2号、第52条第10項、第11項若しくは第14項、第53条第4項、第5項若しくは第6項第3号、第53条の2第1項第3号若しくは第4号（法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）、第55条第3項第1号若しくは第2号、第56条の2第1項ただし書、第57条の4第1項ただし書、第59条第1項第3号若しくは第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第60条の2の2第1項第2号若しくは第3項ただし書、第60条の3第1項第3号若しくは第2項ただし書又は第68条第1項第2号若しくは第3項第2号の規定による許可の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書

ア 用途地域図

イ 周辺の道路配置状況図

ウ 道路並びに敷地及び周辺の土地と建築物の高さとの関係を示した図面

エ 周辺の建築物の用途別現況図

(9) 法第68条の3第4項、第68条の5の3第2項又は第68条の7第5項の規定による許可の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書

ア 用途地域図

イ 地区計画、防災街区整備地区計画、歴史的風致維持向上地区計画、沿道地区計画又は集落地区計画の内容を示す図書

ウ 周辺の道路配置状況図

エ 周辺の建築物の用途別現況図

2 省令第10条の4第4項の規定により知事が規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。

(1) 申請の理由書

(2) 省令第3条に規定する図書

(3) 法第88条第2項において準用する法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書若しくは第14項ただし書又は第87条第2項若しくは第3項中法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書若しくは第14項ただし書に関する部分の規定による許可の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書

ア 用途地域図

イ 周辺の建築物の用途別現況図

(4) 法第88条第2項において準用する法第51条ただし書又は第87条第2項若しくは第3項中法第51条ただし書に関する部分の規定による許可の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書

ア 処理能力その他工作物の計画内容説明書

イ 用途地域図

ウ 周辺の建築物の用途別現況図

3 知事は、第1項又は前項の場合において、それぞれ第1項各号又は前項各号に掲げる図書のほか、必要と認める図書の提出を求めることがある。